

朝霞市条例第27号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条の前の見出しを削り、同条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改め、同条を第6条とし、同条の前に見出として「（期末手当）」を付する。

第4条の次に次の1条を加える。

(通勤手当)

第5条 市長等の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条の前の見出しを削り、同条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改め、同条を第6条とし、同条の前に見出として「（期末手当）」を付する。

第4条の次に次の1条を加える。

(通勤手当)

第5条 教育長の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和7年12月1日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。